

東京大学低温センターエックス線装置等管理ルール

平成 25 年 6 月 4 日制定

1. 目的

このルールは、東京大学の放射線障害の防止に関する管理規程に基づき、東京大学低温センター（以下「センター」という。）における研究用エックス線装置等（以下「エックス線装置等」という。）の使用その他の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、安全衛生を確保することを目的とする。

2. 適用

このルールは、センター内に設置されるエックス線装置等に適用する。ただし、センター共同利用研究室に設置されるエックス線装置等、およびセンター教職員以外を研究室等責任者とするエックス線装置等使用者については、当該研究室等責任者の所属部局の関係規則を適用し、当該所属部局と低温センターの間において、エックス線装置の使用に関する覚書を取り交わすものとする。

3. 管理組織

（1）センターにおけるエックス線装置等の取扱業務に従事する者及び安全管理業務に従事する者についての組織は、別図のとおりとする。

（2）センター長は、センターにおけるエックス線装置等に関する安全管理の統括責任を負う。

（3）安全衛生管理室は、センターにおけるエックス線装置等の管理業務を統括し、事務室と連携してその任務を遂行する。

（4）エックス線装置等管理担当者（以下「管理担当者」という。）は安全衛生管理室の室員で、センターにおけるエックス線装置等の管理の実務を行う。

（5）センター長は、センターに設置されているエックス線装置等について安全管理業務を行わせるために、装置毎にエックス線装置等責任者（以下「装置責任者」という。）を置くものとする。

4. エックス線装置等責任者（装置責任者）

（1）装置責任者は、エックス線装置等の安全管理に関する十分な知識を有する者でなければならない。

（2）電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）により指定されたエックス線装置等の装置責任者は、エックス線作業主任者の免許の交付を受けた者でなければならない。

5. エックス線装置等使用者

（1）研究室等責任者は、研究室等のエックス線装置等を取扱う予定の者を、エックス線装置等使用者（以下「装置使用者」という。）として、センター長へ登録の申

請をしなければならない。

(2) センター長は、登録申請が行われた者について、教育訓練及び健康診断の結果を照査した上で、申請を許可する。

(3) 研究室等責任者は、装置使用者の氏名、所属、身分、業務内容、取扱内容の変更、および、取扱い中止が生じた場合は、その都度センター長に変更の届出をしなければならない。

(4) 装置使用者の登録申請、申請許可及び変更届出の事務は、事務室が行う。

6. エックス線装置等の設置等

センターにおけるエックス線装置等の設置、移転、変更又は廃止を計画した者は、事前にセンター長に届け出なければならない。

7. 管理区域

エックス線装置等の管理区域については、電離則に従うものとする。

8. エックス線装置等の検査

(1) 装置責任者は、所管するエックス線装置等について、少なくとも年一回動作確認および漏えい検査を行い、技術的基準に適合することを確認しなければならない。

(2) 事務室は、検査結果を5年間保存しなければならない。

9. 作業環境測定

(1) 装置責任者は、所管するエックス線装置等の管理区域に該当する箇所について作業環境測定を行わなければならない。

(2) 装置責任者は、C、D分類の装置は6か月に1回、E分類の装置は1か月に1回測定を行わなければならない。

(3) 装置責任者は、測定結果について電離則に定める方法により周知しなければならない。

(4) 装置責任者は、測定の結果、異常を認めた場合には、修理等適切な措置を講じなければならない。

(5) 事務室は、測定結果の記録を5年間保存しなければならない。

10. 個人被ばく線量の測定

センター長は、被ばく線量の測定が必要な装置使用者に個人被ばく線量計を着用させ、外部被ばくによる線量測定を実施しなければならない。

11. 教育訓練

センター長は、装置使用者及び装置責任者に対し以下の教育訓練を受けさせなければならない。

(1) アイソトープ総合センターが実施する装置使用者向け全学講習会。

(2) 装置責任者が実施する装置使用者向け教育。なお、装置責任者は、センター長に同教育の結果を報告するものとする。

- (3) 環境安全本部の指示による装置責任者向け管理者講習会。
- 1 2. 健康診断
 - (1) センター長は、装置使用者に対し保健・健康推進本部が実施する健康診断を受けさせなければならない。
 - (2) 健康診断についての事務は、事務室が行う。
- 1 3. 事故時・災害時
 - (1) 事故または災害によりエックス線装置等による放射線障害が発生した場合や発生する恐れのある場合は、発見者は、直ちに当該装置責任者に通報しなければならない。
 - (2) 前項の通報を受けた装置責任者は、応急措置を講ずるとともに、直ちに管理担当者に通報し、管理担当者は、直ちにセンター長及び東京大学放射線関係緊急連絡網により学内関係機関に通報しなければならない。

附則

- 1. この管理ルールは、平成 25 年 6 月 4 日から施行する。

別図（第3条関係）

エックス線装置等の取扱業務に従事する者及び安全管理業務に従事する者についての組織図

